

# お茶の振興に関する法律案について

## 1 お茶について法律を作る理由

- ・ お茶に関する伝統と文化は、古来から我が国国民の生活に深く浸透しており、その経済規模は、関連産業まで含めると約7,600億円であり、地域経済・雇用確保の観点からも重要な六次産業分野。
- ・ 茶は、重要な農産物の中で、既に法律により支援策が講じられている畜産物、米、野菜及び果実に続く重要な分野。  
※ 畜産物2兆7,000億円、野菜2兆1,000億円、米1兆9,000億円、果実7,000億円、茶1,200億円、こんにゃく140億円

## 2 「お茶の振興に関する法律案」の概要

- ① 法律の目的  
茶業の健全な発展及びお茶の文化の振興
- ② 法律の概要
  - イ 農林水産大臣による基本方針の策定
    - ・ お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定等
    - ・ 需給事情に関し、県・茶業団体等に対する情報協力要請
  - ロ 都道府県による振興計画の策定
    - ・ 基本方針に即し地域の実情に応じた生産量の目標設定等
    - ・ 需給事情に関し、茶業団体等に対する情報協力要請
  - ハ 国及び地方公共団体による支援施策の実施
    - ・ 生産者の経営の安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
    - ・ 加工・流通の高度化
    - ・ 品質の向上の促進、消費の拡大、輸出の促進
    - ・ お茶の文化の振興（お茶の伝統の知識普及）
    - ・ 地方公共団体に対する情報提供・助言・財政上の措置
- ③ 施行日 公布日施行